

# 令和7年度秋田県放課後児童支援員等認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります。)

## ＜県北会場＞

### 科目 ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

- ◆ 最も基本的なことだが、子どもや保護者の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重しなければならないことを改めて学んだ。虐待の対応については、虐待の疑いがある場合、できる範囲で情報収集すること、職員は一人で抱え込まず上司に相談すること、通告をためらわないこと、通告側と受けた側が連携して対応することを学び、万が一の際は実践につなげていきたいと思った。
- ◆ 少子化問題が深刻となっている。法律の中で子どもの人権を十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重しなければならないことが定められている。特に虐待について、支援員は觀察力を身に付け、日頃から変化に気付けることが重要である。また、虐待が疑われたら通告をためらわず、報告と思って素早い対応が必要であることを理解した。子どもが安全、安心に過ごすために支援員の倫理に関する規定を遵守することが重要であり、協力しながら適切に対応したい。
- ◆ 放課後児童健全育成事業の根幹となる一般原則と、子どもが安心・安全に過ごすためには、子どもや保護者の権利擁護や倫理規定を遵守することが重要だと学びました。子どもと密接な関わりをもつ支援員は、子どもが自分の気持ちや意見を表現でき、発達段階に応じた主体的遊びや生活ができるように、子どもを権利主体として援助する必要があることを理解しました。子どもたちが安心して過ごせる信頼関係を築ける支援ができるよう努めたいと思います。
- ◆ 児童クラブは子どもの人権に配慮しながら、子ども個々を尊重して育成支援を行うことが大切である。また、そのために学校、保護者、地域の方々と連携をとりながら支援の質を高めていかなければと感じた。虐待のDVDを見て、虐待を見かけたときは、職員間で共有し、早めの対応をしていくことが重要であると理解できた。また、学習障害のDVDでは、子どもがどこで困っているのか、具体的にわかりやすく説明されており学ぶことが多くあった。
- ◆ 子どもたちのちょっとした変化や保護者の子どもを見る目を気にしながら、違和感を覚えたら子どもにさりげなく声をかけてみたい。様々な形の虐待があり、虐待件数も多いので、相談、通告をしたり、子どもから話を聞いたりして、虐待がなくなればいいと思いました。両親からの虐待だけでなく、両親以外からの虐待もあることを知って、精神的、身体的に苦しい思いをしている子どもがいると改めて分かりました。